
◎議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第4号、議の4-1をお開き願います。白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、新条例でございますが、条文の朗読は省略をさせていただきます、附則でございます。議の4-3をお開き下さい。この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

次に、議案説明でございます。議の4-5でございます。白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号の利用は平成28年1月から開始されることから、同法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用事務及びその事務処理に係る庁内の情報連携について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。議案説明は以上でございますが、先般、議案説明会の中で前田議員よりご質問がありました件について、この場をお借りしましてお答えいたします。1点目、今回の条例にかかわって庁内の滞納の処分等、この辺や税の差し押さえとか、その関係はどのようになるのかというご質問でございます。先般の議案説明会で説明をさせていただきました別紙説明資料の中で、この法律の中の9条第1項に定められた別表第1に規定される社会保障、税、災害の分野における行政事務と、同条第2項につきましては福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務ということで、第1項に関するものについては税という言い方をしていますので、これがややもすると国税のみで、地方税は2項に定めるものだから、改めて条例の規定が必要ではないかというような質問かと思いますが、実はここの第9条第1項の法律に定められた法定事務の中に、第1項の別表第1には地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって、主務の省令で定めるものというような規定がございます、地方税法においてもこの法律の中で規定されてるということでまずはご理解いただきたいとます。それからもう1点、この条例の第3条、町の責務というところの、地域の特性に応じた施策という部分で具体的なものは何かと。逐条解説的なものを提出していただきたいというお話でしたので、今回別紙追加資料ということで事前にお配りをさせていただきましたが、資料につきましては実は法律の番号法の第5条の地方公共団体の責務という中におきまして同様の地方

団体の地域の特性に応じた施策というような文言が書かれておりまして、この法をそのまま条例として受けるような形でつくっております。この中で、地方公共団体による独自の取り組みがこの番号法使って可能とされているという前提の中で、それぞれの地方がさまざまな施策を講じている中で、条例に定めそれを利用することが可能としているということになります。具体的にはどんなものかと言いますと今回うちの条例にはありませんけど、医療費の助成ですとか、そういう中で所得制限を設けている場合ですとか、そうなりますと所得情報が必要になりますので、そういったものが今回の番号法による条例に規定すればそれも連携して業務することが可能となると、こういったような内容になってございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1に定めるところによるものとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例及び規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 町長	白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第27号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第28号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	白老町有一般住宅条例（平成22年条例第2号）による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
-----	-----	--------

1 町長	白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	白老町有一般住宅条例による町有一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 説明ありがとうございました。2点ほどお聞きしますが、町営住宅の入居者の所得調査を税務課から証明をもらって提出してチェックします。この場合も番号法でいけば職権でそういう部分できると。所得の調査を個人番号で条例の中でできるかということも可能かということ、町の職権で町民の所得、いろんなことをすれば丸裸になりますけど、そういうこともできるのかということです。

補正予算に入るんだけど、事前にお聞きします。前回議論してわかっていますが今回の補正

予算の中に情報セキュリティー強化対策業務委託料とあるのです。セキュリティーとなると条例を施行した以上いろいろな情報の漏えいや流出だとか、町のそういう法的な責任がでるからこういうことをやるのか、町の責任の部分は今回提案された条例の中では関連したことが規定されているのかどうか、その辺文言が理解できませんのでその1点伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 公営住宅の所得の部分についてのご質問だと思います。公営住宅そのものにつきましては国のほうの法律のほうで決められていまして、町有住宅の部分では法律の中でないということでありますので、今回条例の中に定めて、そのことによって所得証明等、申請だとかそういったことをできるような形になります。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） セキュリティーの関係のご質問でございますが、この後追加補正で計上させていただきますけど、先般も補正予算の中でもお話しさせていただきましたが、いわゆるマイナンバーのこないだの年金の漏えい事故に絡みまして、やはり情報が漏れるということは非常に危険なことでございますので、それを事前に防止するために今回改めてさらに厳しいセキュリティー対策を講じさせていただくということでご提案申し上げるわけでございますけど、その部分は今回の町における保有する情報につきましても、限りなく100%に近い情報の漏えいを防ぐという目的もございますので、それにつきまして罰則は法令の中に十分承知をしてございませんが、かなり厳しい罰則等も規定されておりますのでそれも踏まえて本町としても、やはり厳しい対策を講じざるを得ないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の答弁わかりましたけど、一つの大きな法律ありますよね。そのもとで条例をつくってると思いますけど、私が言うのは町がセキュリティー対策する部分は町が今回提案している条例の中で規定されているのかどうかです。町自身としての責務として。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の条例につきましてはその辺の罰則等の条文は記載してございません。これはあくまでも法律の中で全部うたっている内容でございますので、それに基づいて業務を遂行するという中身になってございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時16分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回のセキュリティー対策の部分につきましては、この番号法による特段その定めがあるわけではなく、今回国のほうからも通知がありました番号法を進めるにあたって、体制はきちっと整えなくてはならないということも別の流れの中でできております

ので、特段法律の中にそのセキュリティー対策をこのようにしなければならないというものがうたわれているわけでありませし、条例の中にもその辺は規定してございません。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。庁舎内のセキュリティーの話がいま出ていました。これ単純な疑問なのですが、個人のナンバーで個人に配布されますよね。それは紛失したとか、見えなくなったとか、高齢者は特にこういうことが出てくると思うのです。そういったの場合、銀行のカードの場合はすぐ紛失届を出して全部なくしてもらって新たにまた番号申請するとかそういう手法がとれるのですが、こういう個人の一つナンバーとして国で定められて個人に配られますので、そういった場合の措置はどういうふうになるのだろうか、高齢者の方は特にそういうことを心配していると思うのですが、その辺のことはどうなるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 通知カードとか個人番号の紛失のお話だと思いますけど、国のほうから通知が来ているのは、例えば個人番号を紛失したという場合は国の機関としてカードをつくる場所がありまして、国から委託を受けてつくっているところなのですが、正式には地方公共団体情報システム機構というところがあります。そこが24時間体制で、もしなくなった場合はそこに連絡していただければ、情報が漏えいするような形にならないような手配をしてくれるというようなことは国のほうから情報として入ってきております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 紛失した時はカードをつくる場所があつてきちんと情報をとめてくれるってことなのですが、これはどこにあつてどういうふうな連絡方法なのか全然わかりません。もし紛失して聞かれたら、ちょっとその先が説明できないのですけども。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 申し訳ありません。具体的に言いますと24時間体制でコールセンターを設置してまして、いつ何どき失くした場合はそこに電話していただければ番号の漏えいなどの心配はないということになっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） その電話番号などはカードと一緒に個人配布されるものなのか、それとも役場なら役場の窓口があつてそこへ行って申し出て教えていただけるのか、その辺のことを教えてください。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） コールセンターの番号はどこにというのはそこまでは私どもに情報が入っていないものですから何とも言えないのですが、多分最終的にはカードに入ってくるのではないかと予想はしていますが、はっきりしたことはまだわかりません。

○議長（山本浩平君） 実際に施行するにあたって、近づいてからは一度協議会を開くなり何かで説明が必要になると思います。今の段階でわかりませんね。

ほか、何か質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、
原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。